

## 田原市公共工事前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条及び田原市財務規則（昭和41年田原町規則第1号）第71条の2の規定に基づき、田原市が発注する工事の前金払及び中間前金払に関する取扱いについて定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社の保証にかかる公共工事のうち、土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）に要する経費で、1件の契約金額が300万円以上のものとする。

2 前金払の対象とする経費は、地方自治法施行規則附則第3条の規定に基づき、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額とする。

(前金払の割合)

第3条 必要な経費の前金払の割合は、契約金額の4割を超えない範囲内とする。

(中間前金払)

第4条 第2条第1項に規定により前金払をした公共工事のうち、次の各号の要件のいずれにも該当するものは、同項の規定により既にした前金払に追加して当該公共工事に要する経費の2割を超えない範囲内において中間前金払をすることができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(端数処理)

第5条 第3条及び前条の規定により算出した前払金及び中間前払金の額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(複数年にわたる契約における前金払及び中間前金払の取扱い)

第6条 継続費、債務負担行為及び繰越明許費に係る契約における前払金又は中間前払金は、歳出予算の範囲内で、契約金額の総額に対して支払うことができる。

2 前項の規定により、契約金額の総額に対して前払金又は中間前払金を支払うことが不適当と認める場合、前項の規定にかかわらず、各年度の出来高予定額に対して支払うことができる。

(前払金の請求)

第7条 前払金を受けようとする者は、前払金請求書に前払金に係る保証事業会社の保証証書を添付し、前払金を請求することができる。

(前払金の支払)

第8条 前払金は、前条に規定する請求書を受領した日から14日以内に支払うものとする。

(中間前払の認定)

第9条 中間前払金を受けようとする者は、支払の請求に先立ち中間前払金支払認定請求書(様式第1号)により、第4条に規定する要件を満たしていることの認定を請求するものとする。

2 前項の請求があったときは、直ちに審査を行い、当該審査の結果を中間前金払の認定(否認)通知書(様式第2号)により認定を請求した者に通知するものとする。

3 中間前金払の請求ができる要件を備えていると認定された者は、前項の認定通知受領後速やかに中間前払金請求書に中間前払金に係る保証事業会社の保証証書を添付し、請求するものとする。

(中間前払金の支払)

第10条 中間前払金の支払は、第8条の規定を準用する。

(工期変更等の通知)

第11条 前払金を支払った工事について、工期を変更したときは、主管課は保証事業会社へ工期変更の通知(様式第3号)を行うものとする。なお、保証契約者は、被保証者に代わって通知をすることができる。

(契約解除の通知)

第12条 主管課は、田原市財務規則第133条、田原市公共工事請負契約約款(以下「工事契約約款」という。)第43条から第47条まで、同第49条、同第50条に基づき、契約の解除をした場合は、契約解除通知書(様式第4号)により、また精算の方法は工事契約約款第52条によるものとし、保証金請求通知書(様式第5号)により保証事業会社に通知する。

(前金払及び中間前金払の整理簿作成)

第13条 前金払及び中間前金払をしたときは、田原市財務規則第71条の3の規定により整理簿を備え前金払及び中間前金払にかかる出納を明らかにしておかなければならない。

(契約金額の増額に伴う前払金の請求)

第14条 工事契約約款第37条第6項に規定する請負代金額が著しく増額された場合は、2割以上の変更増をいう。

2 前項の場合において、その増額後の契約金額の4割を超えない範囲内においては、発注者が定めた率により計算した額(第4条の規定により中間前払金の支払を受けているときは、発注者が定めた率により計算した額及び増額後の契約金額の2割を超えない範囲内の額の合計額)から受領済みの前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。)を差し引いた額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合において、請負者は、あらかじめ保証事業会社との保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

(前払金及び中間前払金の返還)

第15条 市長は、請負人が次の各号のいずれかに該当するときは、前払金及び中間前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 前払金及び中間前払金を当該請負工事以外の目的に使用したとき。
- (2) 請負者がその契約義務を履行しないとき。
- (3) 保証事業会社の保証契約が解除されたとき。
- (4) 当該工事の契約を請負者の責めに帰すべき理由により解除したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

附 則

この要領は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する

附 則

この要領は、令和元年5月7日から施行する

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する

## 中間前払金支払認定請求書

年 月 日

田 原 市 長 殿

請負者 住 所  
 (所在地)  
 氏 名  
 ( 名 称 及 び )  
 ( 代 表 者 氏 名 )

下記工事について、中間前払金の支払いを請求したいので、認定してください。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契約締結年月日	年 月 日
契 約 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
進 捗 状 況	契約金額の            パーセント ( 年 月 日現在) (債務工事の場合は、各年度における出来高予定額に対する割合を記載すること。)
	全工程の            パーセント (債務工事の場合は、各年度における作業工程に対する割合を記載すること。)

注 別添として、実施工程表を提出してください。

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

田原市長

中間前金払の認定（否認定）について（通知）

年 月 日付けで認定の請求があった下記工事について、進捗状況を調査したところ、中間前払金の請求ができる要件を備えていることを認定しました。  
(備えていませんでした。)

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契約締結年月日	年 月 日
契 約 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
担当 電話	

## 工期の変更通知

～  
年 月 日

(保証事業会社名)

(代表職 氏名)

様

田原市長

本件工事について下記のとおり変更があったので前払金保証約款第7条の2に基づき通知します。

記

1 請負契約者

2 保証契約番号

3 変更内容

工期 年 月 日から 年 月 日

～  
年 月 日

(保証事業会社名)  
(代表職 氏名) 様

田原市長



## 請負契約解除通知書

年 月 日付け貴社と保証契約（契約番号第 号）締結した請負者は、（解除の原因を記載）

と認められるので、別紙（請負者に対する請負契約解除通知書写し）のとおり、  
年 月 日付をもって請負契約を解除したから、前払金保証約款第6条第1項の規定により通知します。

～  
年 月 日

(保証事業会社名)  
(代表職 氏名) 様

田原市長

印

## 契約の解除に伴う保証金について (通知)

年 月 日契約解除の通知をした下記工事について、別紙のとおり保証金を請求しますので、よろしくお願ひします。  
(請求すべき保証金はありません。)

記

工 事 名	
路線等の名称	
工 事 場 所	
添付書類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 保証金請求書</li><li>2 保証証書</li><li>3 工事出来高確認書</li><li>4 保証金請求金額計算書</li></ol>

(注) 請求しない場合は添付書類は省略すること。